

産 商 商 第 289号

平 成 16年 2月 23日

株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマダ電機テックランド京都吉祥院店
京都市南区吉祥院大河原町28番地外

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日19,987台、休日14,331台（平成11年度道路交通センサス、観測地点5016（南区吉祥院大河原町））である府道宇多野吉祥院線（*野大路）に面しており、都市計画上の工業地域に位置している。

周辺の地域の状況は、北側に工場、事務所及び店舗が隣接しており、さらにその北側に共同住宅（6階建）が立地している。また、東側には府道宇多野吉祥院線（*野大路）を隔てて工場、事務所が立地しているとともに、南側には墓地及び道路を隔ててパチンコ店駐車場が、西側には、道路を隔てて工場、畑及び物流センターが位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、交通処理計画に対する住民側の意見等を受け付ける窓口、出入口についての交通整理員の配置状況、店舗の外壁の着色についての要望、室外機に係る配慮、現存施設等の解体、施設の管理に関する事などに対して意見、質疑等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、西側道路の安全確保や店舗外壁の着色、室外機に係る配慮、閉店後の店舗の管理など防犯の確保を要望するものの9件であった。

意見の概要については、以下のとおりである。

(1)交通処理計画，出入口について

- ・西側道路の通行を制限することや、児童通学路など歩行者の安全確保に留意すること。

(2)営業時間について

- ・営業時間について、届出されている午前10時から午後9時までを厳守すること。

(3)その他

- ・出店にあたり、地域住民の日常生活に多大な不安と悪影響を与えないように十分配慮し、企業として社会的責任と道義的責任を果たすこと。
- ・店舗外壁は黄色の原色ということになれば、北側の共同住宅の住民にとっては毎日その色から刺激を受けることになり、精神的苦痛は計り知れないものがあることから外壁の着色の色彩を変更する等の配慮をすること。
- ・閉店後の広告塔について速やかに消灯すること。
- ・エアコンの室外機がマンションから直視できないよう対策を講じること。
- ・防犯の確保に努めること。特に閉店後の夜間の管理に努めること。
- ・店舗の工事中に外周等で事故が起こらないよう安全確保を図ること。

4 市の見解

指針を踏まえ、次のとおり今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数は159台と予測されており、届出ではこれと同じ台数を確保する計画となっているほか、駐車場の位置及び構造等に関しても適正な配慮がなされていると判断される。

出入口については、*野大路側に入口及び出口が、店舗西側に入口、南側に出口が設置されていて、*野大路側の入口は左折入場が、出口はいずれも左折退場となるよう設定されているほか、混雑が予測される場合には交通整理員の配置により対応するとされている。また、交通処理計画に関しては、*野大路八条交差点の西側交差点を来退店経路から外して設定されているとともに、その運用については、看板、ピラによる周知等で確実に誘導する計画であるなど、来退店客車両の経路設定について適切な処理がなされていると判断される。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例上の付置義務台数を上回る台数が確保されており、原動機付自転車も駐輪可能となっているほか、駐輪場の運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画、車両経路等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

騒音について、計画地及びその周辺は工業地域であり、騒音についての環境基準の基準値は昼間60dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間の基準値を下回っていた。その他騒音対策についても検討した結果、周辺の地域の生活環境保持のため、適正な配慮がなされていると判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、関係機関から具体的要請があった場合、検討のうえ協力を行う旨の意思表示がなされている。

また、屋外照明及び広告塔照明については、敷地内の灯りによって周辺に影響が生じないように配慮すると表明されており、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。

なお、説明会及び意見書で懸念されていた北側近隣の共同住宅側の店舗外壁の着色

については、京都市大規模小売店舗立地審議会の届出者説明の中で、設置者から店舗のすべての外壁はアイボリー系統の色を用いる旨が、また、室外機が直接見えないようにすることについては、一部、予定されていた屋上壁面を室外機の近くに移動させ配慮する旨の表明がなされたところである。